

四半期報告書

(第44期第1四半期) 自 平成23年11月1日
至 平成24年1月31日

東日本ハウス株式会社

(E00197)

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	2
第2 【事業の状況】	3
1 【事業等のリスク】	3
2 【経営上の重要な契約等】	3
3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	3
第3 【提出会社の状況】	5
1 【株式等の状況】	5
2 【役員の状況】	8
第4 【経理の状況】	9
1 【四半期連結財務諸表】	10
2 【その他】	17
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	18

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 東北財務局長

【提出日】 平成24年3月14日

【四半期会計期間】 第44期第1四半期(自平成23年11月1日至平成24年1月31日)

【会社名】 東日本ハウス株式会社

【英訳名】 HIGASHI NIHON HOUSE CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 成田和幸

【本店の所在の場所】 岩手県盛岡市長田町2番20号

(注)上記は登記上の本店所在地であり、実際の本社業務は
下記「最寄りの連絡場所」で行っております。

【電話番号】 _____

【事務連絡者氏名】 _____

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区飯田橋四丁目3番8 東日本飯田橋ビル

【電話番号】 (03)5215—9905

【事務連絡者氏名】 常務取締役業務統轄本部長 青苺雅肥

【縦覧に供する場所】 東日本ハウス株式会社 札幌支店
(北海道札幌市西区二四軒三条四丁目1番8号)

東日本ハウス株式会社 埼玉支店
(埼玉県さいたま市北区土呂町二丁目22番地9)

東日本ハウス株式会社 横浜支店
(神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町三丁目33番地8)

東日本ハウス株式会社 名古屋支店
(愛知県名古屋市中区千代田五丁目11番35号)

株式会社大阪証券取引所
(大阪府大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第43期 第1四半期 連結累計期間	第44期 第1四半期 連結累計期間	第43期
会計期間	自 平成22年11月1日 至 平成23年1月31日	自 平成23年11月1日 至 平成24年1月31日	自 平成22年11月1日 至 平成23年10月31日
売上高（百万円）	8,079	9,007	49,127
経常損益（△は損失）（百万円）	△ 968	△ 540	3,334
四半期(当期)純損益（△は損失）（百万円）	△ 1,178	△ 578	2,763
四半期包括利益又は包括利益（百万円）	△ 1,172	△ 571	2,784
純資産額（百万円）	8,258	8,554	9,943
総資産額（百万円）	45,662	43,448	44,095
1株当たり四半期（当期）純損益金額 （△は損失）（円）	△ 22.00	△ 10.43	47.53
潜在株式調整後 1株当たり四半期(当期)純利益金額（円）	—	—	40.43
自己資本比率（%）	17.8	19.5	22.3

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 2 売上高には、消費税等は含まれておりません。
- 3 第43期第1四半期連結累計期間及び第44期第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、四半期純損失を計上しているため記載しておりません。
- 4 第43期第1四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理しております。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び当社の関係会社）が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間におけるわが国経済は、東日本大震災の影響による混乱から回復しつつあるものの、欧州の債務危機、円高の定着等により、厳しい環境で推移いたしました。

住宅業界におきましても、住宅関連政策の支え効果はあるものの、持家及び分譲部門の新設住宅着工戸数は、前年同期を下回る状況で推移いたしました。

こうした経営環境の中、当社グループは、経営資源を主力事業に集中し、高耐久、値頃感、エコロジーをテーマとした商品開発を行うとともに、営業力・提案力を強化するための社内研修・訓練などの人材育成に取り組んでまいりました。また、収益力改善を図るため、原価低減、経費削減を積極的に推し進めてまいりました。

以上の結果、売上高は90億7百万円（前年同期比11.5%増）、営業損失は3億98百万円（前年同期は8億9百万円）、経常損失は5億40百万円（前年同期は9億68百万円）、四半期純損失は5億78百万円（前年同期は11億78百万円）となりました。

なお、当社グループの売上高は主力事業である住宅事業において季節的変動要因により第1四半期の完成工事高が低水準となるため、当第1四半期連結累計期間において四半期純損失を計上しております。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

① 住宅事業

住宅事業につきましては、期首受注残高の増加に伴う完成工事高及び工事進行基準売上高の増加等により、売上高は71億81百万円（前年同期比13.4%増）、営業損失は2億35百万円（前年同期は5億99百万円）となりました。

なお、業績の先行指標である受注残高につきましては、前連結会計年度末比32億1百万円増と堅調に推移しております。

② ホテル事業

ホテル事業につきましては、ツアー客は国内国外とも前年同期比で減少したものの、ネット予約客が増加したこと等により、売上高は16億17百万円（前年同期比3.2%増）となり、営業利益は89百万円（同333.1%増）となりました。

③ ビール事業

ビール事業につきましては、大手メーカーの供給不足は解消されたものの、既存店舗に対し積極的な営業展開を行ったこと等により、売上高は2億9百万円（前年同期比17.4%増）、営業損失は1百万円（前年同期は9百万円）となりました。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(3) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発費の総額は、0百万円であります。なお、この金額は外部に委託した試験費用のみであり、研究開発部門における人件費及び諸経費等は含まれておりません。また、当第1四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	93,821,000
A種優先株式	10,000,000
B種優先株式(注)	4,000,000
計	107,821,000

(注) 平成23年11月28日開催の取締役会において、B種優先株式の一部500,000株を取得及び消却することを決議し平成23年12月13日に実施いたしました。これに伴い、B種優先株式は全て消却いたしました。

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成24年1月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成24年3月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	45,964,842	同左	株大阪証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	単元株式数 1,000株 (注) 3
A種優先株式 (注) 1	10,000,000	同左	非上場	単元株式数 1,000株 (注) 2, 4, 5
計	55,964,842	同左	—	—

(注) 1 A種優先株式は、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第8項に規定する行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。

2 A種優先株式の行使価額修正条項付新株予約権付社債券等としての特質等

(1) A種優先株式の行使価額修正条項付新株予約権付社債券等としての特質は、次のとおりであります。

- ① 当社はいつでもA種優先株式の全部または一部を買入れることができ、A種優先株式の株主は、A種優先株式の全部または一部の取得を当社に請求することができます。この取得価額は、当社普通株式の株価を基準として決定されます。なお、後記5 A種優先株式の内容(7)③に記載のとおり、当社が、時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または処分する場合その他一定の場合には、取得価額について所定の調整が行われることがあります。

② 取得価額の決定の基準及び頻度

(i) 決定の基準

当社の取締役会が買入れを決定した日もしくはA種優先株主による取得請求があった日に先立つ60取引日の株式会社大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)

(ii) 決定の頻度

随時(当社の取締役会が買入れを決定した場合、もしくはA種優先株主による取得請求があった場合)

③ 取得価額の下限及び取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限

(i) 取得価額の下限

当社の取締役会の決定による買入の場合 200円

(ii) 取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限

該当事項はありません。

④ 提出会社の決定による優先株式の全部の取得を可能とする旨の条項の有無

いつでもA種優先株式の全部または一部を買入れることができる旨を定めております。

(2) A種優先株式にかかる取得請求権の行使に関する事項についてのA種優先株式の所有者との間の取決めの内容

A種優先株式の所有者との間の取決めはありません。

- (3) 当社の株券の売買に関する事項についてのA種優先株式の所有者との間の取決めの内容
 すべてのA種優先株式が当社に取得されるまでの間は、すべてのA種優先株主の書面による事前の承諾がある場合を除き、当社は普通株式を株主との合意により有償で取得することはできません。
- 3 権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。
- 4 A種優先株式については、会社法第322条第2項による規定を定款に定めておりません。また、議決権を有しないA種優先株式は、資金調達の多様化及び資本の増強を図ることを目的として発行しております。
- 5 A種優先株式の内容は、次のとおりであります。

A種優先株式の内容

- (1) 剰余金の配当
 当社は、定款第59条第1項に定める期末配当および同条第2項に定める剰余金の配当につき、A種優先株式を有する株主(以下「A種優先株主」という。)およびA種優先株式の登録株式質権者(以下「A種優先登録株式質権者」という。)に対して、普通株主および普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)への配当と同額の配当を行う。
- (2) 中間配当
 当社は、定款第60条に定める中間配当を行うときは、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者への配当と同額の中間配当を行う。
- (3) 残余財産の分配
 当社は、当社の解散に際して残余財産を分配するときは、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して、A種優先株式1株当たり200円を普通株主または普通登録株式質権者に先立って支払い、普通株式1株当たりの残余財産分配額が200円を超える場合、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し、普通株式と同額になるまでの残余財産分配額をさらに支払う。
- (4) 議決権
 A種優先株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において、議決権を有しない。
- (5) 買入
 当社は、いつでもA種優先株式の全部または一部を買入れることができる。この買入価額は、A種優先株式1株当たり、当社の取締役会が買入れを決定した日に先立つ60取引日の株式会社大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)(当社が株式会社東京証券取引所に上場した場合には株式会社東京証券取引所を指すものとし、以下「株式会社大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)等」という。)における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)とする。ただし、上記平均値が200円を下回る場合は、買入価額は、A種優先株式1株当たり200円とする。
- (6) 取得請求権
 ① A種優先株主は、平成20年11月1日以降、毎事業年度においていつでも、A種優先株式の全部または一部を、A種優先株式1株につき下記②で定める金額(以下「A種優先株式償還請求対価」という。)を対価として取得することを当社に請求すること(以下「A種優先株式償還請求」という。)ができる。かかるA種優先株式償還請求に基づく取得は、法令の定める範囲内で、かつ、当該取得日の直前に開催された定時株主総会終結日の最終における当社の分配可能額の2分の1相当額から、当該定時株主総会終結日の翌日(同日を含む。)から取得日(同日を含む。)までの期間中にA種優先株式の取得を既に行ったかまたは行う決定を行った分の価額および当該期間中に行われた当社の株式(種類の如何を問わない。)にかかる剰余金分配金額の合計額を控除した金額を限度とする。
 ② 「A種優先株式償還請求対価」は、A種優先株式償還請求のあった日に先立つ60取引日の株式会社大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)等における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)とする。
- (7) 普通株式への取得請求権
 A種優先株主は、下記の条件によりその有するA種優先株式の当社の普通株式への転換(取得と引換えに当社の普通株式を交付することをいう。以下同じ。)を請求することができる。

記

① 転換請求期間 平成19年11月1日から平成27年10月30日まで

② 当初転換価額 200円とする。

③ 転換価額の調整

(i) 当社がA種優先株式を発行後、次の(ア)から(ウ)のいずれかに該当する場合には、転換価額は、下記の算式(以下「転換価額調整式」という。)により調整される。

記

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

転換後の調整価額は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(ア) 転換価額調整式で使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合

- (イ) 株式分割により普通株式を発行する場合
(ウ) 転換価額調整式で使用する時価を下回る価額をもって普通株式に転換することができる株式または転換価額調整式で使用する時価を下回る価額の払込をもって普通株式の発行を請求できる新株予約権または新株予約権付社債を発行する場合
- (ii) 合併、会社分割、株式交換、株式移転、資本の減少または普通株式の併合等により転換価額の調整を必要とする場合には、(i) に準じて適宜調整される。
- (iii) 転換価額調整式で使用する時価は、上記(i)(ア)、(イ)、(ウ)の行為を行うことにつき当社の取締役会の決定がなされた日に先立つ60取引日の株式会社大阪証券取引所 J A S D A Q (スタンダード) 等における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)とする。
- (iv) 転換の効力発生日に先立つ60取引日の株式会社大阪証券取引所 J A S D A Q (スタンダード) 等における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)が②記載の当初転換価額または、上記(i)ないし(iii)により算出された転換価額を下回る場合、当該平均値を転換価額とする。ただし、当該転換価額は60円を下回らないものとする。
- ④転換により発行すべき普通株式数 A種優先株式の転換により発行すべき当社の普通株式数はA種優先株主が転換請求のために提出したA種優先株式の発行価額の総額を転換価額で除した数とする。普通株式の数の算出に当たって1株未満の端数が生じた場合には、会社法第234条に従う。
- ⑤転換の効力発生 転換の効力は、転換請求書およびA種優先株式の株券が当社または当社の指定する者に到着した日に発生する。
- (8) 一斉取得条項
当社は、転換請求期間の末日の翌日(以下「A種優先株式一斉転換基準日」という。)に残存するA種優先株式(なお、A種優先株式一斉転換基準日の前日までに、A種優先株式償還請求が行われたA種優先株式を除く。)を、同日の翌営業日以降の日で別途取締役会の定める日をもってすべて取得するものとする。当社は、A種優先株式と引換えに、A種優先株式の発行価額の総額をA種優先株式1株当たり、転換請求期間の最終日に適用のあった転換価額で除して得られる数の普通株式を交付する。普通株式の数の算出に当たって1株未満の端数が生じた場合には、会社法第234条に従う。
- (9) 株式の分割または併合、募集株式の割当を受ける権利等
当社は、法令に定める場合を除き、A種優先株式についての株式の分割または併合を行わない。当社は、A種優先株主に対しては、募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ては行わない。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成23年11月1日～ 平成24年1月31日	△500,000	55,964,842	—	3,873	—	20

(注) 自己株式(B種優先株式)の取得及び消却による発行済株式総数の減少であります。

(6) 【大株主の状況】

①普通株式

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

②A種優先株式

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成23年10月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

平成23年10月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	A種優先株式 10,000,000	—	—
	B種優先株式 500,000	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	（自己保有株式） 普通株式 102,000	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 45,614,000	45,614	—
単元未満株式	普通株式 248,842	—	—
発行済株式総数	56,464,842	—	—
総株主の議決権	—	45,614	—

- (注) 1 単元未満株式には、当社所有の自己株式352株が含まれております。
2 完全議決権株式(その他)の欄には、証券保管振替機構名義の株式8,000株(議決権8個)が含まれております。
3 A種優先株式の内容は、1「株式等の状況」(1)株式の総数等 ②発行済株式の注記に記載しております。
4 平成23年11月28日開催の取締役会において、B種優先株式の一部500,000株を取得及び消却することを決議し、平成23年12月13日に実施いたしました。平成24年1月31日現在の発行済株式総数は、55,964,842株となっております。

② 【自己株式等】

平成23年10月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 東日本ハウス株	岩手県盛岡市長田町 2番20号	102,000	—	102,000	0.2
計	—	102,000	—	102,000	0.2

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成し、「建設業法施行規則」（昭和24年建設省令第14号）に準じて記載しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（平成23年11月1日から平成24年1月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成23年11月1日から平成24年1月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、優成監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年10月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成24年1月31日)
資産の部		
流動資産		
現金預金	4,865	4,819
受取手形・完成工事未収入金等	1,521	974
未成工事支出金	409	630
販売用不動産	2,752	2,715
商品及び製品	134	228
仕掛品	11	14
原材料及び貯蔵品	342	317
繰延税金資産	1,666	1,695
その他	1,367	1,375
貸倒引当金	△5	△5
流動資産合計	13,066	12,766
固定資産		
有形固定資産		
建物・構築物	42,859	42,860
機械、運搬具及び工具器具備品	5,733	5,755
土地	11,171	11,145
リース資産	1,352	1,352
建設仮勘定	39	78
減価償却累計額及び減損損失累計額	△32,754	△33,034
有形固定資産合計	28,401	28,158
無形固定資産		
投資その他の資産		
投資有価証券	174	147
長期貸付金	347	333
繰延税金資産	136	111
破産更生債権等	7	7
その他	1,685	1,676
貸倒引当金	△332	△332
投資その他の資産合計	2,017	1,944
固定資産合計	31,018	30,672
繰延資産		
社債発行費	10	9
繰延資産合計	10	9
資産合計	44,095	43,448

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年10月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成24年1月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形・工事未払金等	5,858	2,746
短期借入金	749	5,712
1年内償還予定の社債	120	120
1年内返済予定の長期借入金	1,878	1,874
未払法人税等	138	34
未成工事受入金	1,938	2,666
完成工事補償引当金	234	237
賞与引当金	589	202
その他	2,593	2,131
流動負債合計	14,101	15,725
固定負債		
社債	315	260
長期借入金	15,002	14,255
リース債務	498	456
繰延税金負債	44	37
退職給付引当金	2,241	2,226
役員退職慰労引当金	427	476
資産除去債務	291	273
その他	1,228	1,182
固定負債合計	20,050	19,169
負債合計	34,151	34,894
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,873	3,873
資本剰余金	20	22
利益剰余金	5,998	4,602
自己株式	△19	△17
株主資本合計	9,872	8,480
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	△3	△0
繰延ヘッジ損益	△16	△15
その他の包括利益累計額合計	△20	△15
少数株主持分	91	89
純資産合計	9,943	8,554
負債純資産合計	44,095	43,448

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】
【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年11月1日 至平成23年1月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年11月1日 至平成24年1月31日)
売上高	※ 8,079	※ 9,007
売上原価	5,200	5,657
売上総利益	2,879	3,350
販売費及び一般管理費	3,688	3,749
営業損失(△)	△809	△398
営業外収益		
受取利息	1	2
持分法による投資利益	0	8
賃貸料収入	4	4
雑収入	7	9
営業外収益合計	13	24
営業外費用		
支払利息	166	157
雑支出	7	9
営業外費用合計	173	166
経常損失(△)	△968	△540
特別利益		
負ののれん発生益	—	2
特別利益合計	—	2
特別損失		
固定資産除却損	1	0
投資有価証券評価損	—	5
減損損失	30	20
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	160	—
その他特別損失	0	0
特別損失合計	192	27
税金等調整前四半期純損失(△)	△1,161	△565
法人税、住民税及び事業税	31	24
法人税等調整額	△12	△15
法人税等合計	18	9
少数株主損益調整前四半期純損失(△)	△1,179	△575
少数株主利益又は少数株主損失(△)	△1	2
四半期純損失(△)	△1,178	△578

【四半期連結包括利益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年11月1日 至平成23年1月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年11月1日 至平成24年1月31日)
少数株主損益調整前四半期純損失(△)	△1,179	△575
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	3	3
繰延ヘッジ損益	3	1
その他の包括利益合計	7	4
四半期包括利益	△1,172	△571
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	△1,171	△573
少数株主に係る四半期包括利益	△1	2

【追加情報】

当第1四半期連結累計期間 (自 平成23年11月1日 至 平成24年1月31日)
(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用) 当第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。
(法人税率の変更等による影響) 「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が、平成23年12月2日に公布され、当社グループでは平成24年11月1日以降に開始する連結会計年度から法人税率等が変更されることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用される法定実効税率は、従来の40.4%から37.8%に、平成27年11月1日以降に開始する連結会計年度については35.4%に変更されます。 この税率変更により、当第1四半期連結累計期間における繰延税金資産の純額が14百万円減少し、法人税等調整額が14百万円増加しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成23年10月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成24年1月31日)
保証債務 下記の住宅購入者等に対する金融機関の融資について保証を行っております。 住宅購入者等 4,135百万円 なお、住宅購入者等に係る保証の大半は、保証会社が金融機関に対し保証を行うまでのつなぎ保証であります。	保証債務 下記の住宅購入者等に対する金融機関の融資について保証を行っております。 住宅購入者等 2,848百万円 なお、住宅購入者等に係る保証の大半は、保証会社が金融機関に対し保証を行うまでのつなぎ保証であります。

(四半期連結損益計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自 平成22年11月1日 至 平成23年1月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成23年11月1日 至 平成24年1月31日)
※ 当社グループは、通常の営業形態として、季節的変動要因により、第1四半期連結会計期間の完成工事高は低水準となり、第4四半期連結会計期間の完成工事高は高水準となる傾向にあります。	※ 同左

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

前第1四半期連結累計期間 (自 平成22年11月1日 至 平成23年1月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成23年11月1日 至 平成24年1月31日)
減価償却費 332百万円 のれんの償却額 19	減価償却費 312百万円 のれんの償却額 20

(株主資本等関係)

I 前第1四半期連結累計期間(自平成22年11月1日至平成23年1月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年1月27日 定時株主総会	普通株式	137	3	平成22年10月31日	平成23年1月28日	利益剰余金
平成23年1月27日 定時株主総会	A種優先株式	30	3	平成22年10月31日	平成23年1月28日	利益剰余金
平成23年1月27日 定時株主総会	B種優先株式	200	80	平成22年10月31日	平成23年1月28日	利益剰余金

II 当第1四半期連結累計期間(自平成23年11月1日至平成24年1月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年1月26日 定時株主総会	普通株式	183	4	平成23年10月31日	平成24年1月27日	利益剰余金
平成24年1月26日 定時株主総会	A種優先株式	40	4	平成23年10月31日	平成24年1月27日	利益剰余金
平成24年1月26日 定時株主総会	B種優先株式	40	80	平成23年10月31日	平成24年1月27日	利益剰余金

2. 株主資本の著しい変動

B種優先株式の取得及び消却

平成23年11月28日開催の取締役会において、B種優先株式の一部を取得(随時取得条項付株式を取得することの引換えに、金銭を交付することをいう。以下同じ)及び消却することを決議し、以下のとおり実行いたしました。

- | | |
|-----------------|--------------|
| ① 取得及び消却した株式の数 | 500,000株 |
| ② 取得及び消却した株式の総額 | 553,850,000円 |
| ③ 取得及び消却した日 | 平成23年12月13日 |
| ④ 消却後の発行済株式数 | 一株 |

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第1四半期連結累計期間(自平成22年11月1日至平成23年1月31日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				調整額 (注) 1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 2
	住宅事業	ホテル事業	ビール事業	計		
売上高						
(1)外部顧客に対する売上高	6,334	1,566	178	8,079	—	8,079
(2)セグメント間の内部売上高又は振替高	—	18	3	21	△ 21	—
計	6,334	1,585	181	8,101	△ 21	8,079
セグメント利益又は損失(△)	△ 599	20	△ 9	△ 588	△ 220	△ 809

(注) 1. セグメント利益又は損失の調整額△220百万円には、セグメント間取引消去△17百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用△203百万円が含まれております。全社費用は、報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

II 当第1四半期連結累計期間(自平成23年11月1日至平成24年1月31日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				調整額 (注) 1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 2
	住宅事業	ホテル事業	ビール事業	計		
売上高						
(1)外部顧客に対する売上高	7,181	1,617	209	9,007	—	9,007
(2)セグメント間の内部売上高又は振替高	—	21	4	25	△ 25	—
計	7,181	1,638	213	9,033	△ 25	9,007
セグメント利益又は損失(△)	△ 235	89	△ 1	△ 147	△ 251	△ 398

(注) 1. セグメント利益又は損失の調整額△251百万円には、セグメント間取引消去△3百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用△247百万円が含まれております。全社費用は、報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第 1 四半期連結累計期間 (自 平成22年11月 1 日 至 平成23年 1 月31日)	当第 1 四半期連結累計期間 (自 平成23年11月 1 日 至 平成24年 1 月31日)
1 株当たり四半期純損失金額 (△)	△ 22円00銭	△ 10円43銭
(算定上の基礎)		
四半期純損失金額 (△) (百万円)	△ 1,178	△ 578
普通株主及び普通株式と同等の株式に 帰属しない金額 (百万円) (注 1)	50	4
普通株式及び普通株式と同等の株式に 係る四半期純損失金額 (△) (百万円)	△ 1,228	△ 582
普通株式及び普通株式と同等の株式の 期中平均株式数の種類別の内訳		
普通株式 (株)	45,867,349	45,862,962
A種優先株式 (株)	10,000,000	10,000,000
普通株式及び普通株式と同等の株式の 期中平均株式数 (株)	55,867,349	55,862,962

(注) 1. B種優先株式に係る累積未払配当金額であります。

2. 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額については、1 株当たり四半期純損失を計上しているため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年3月13日

東日本ハウス株式会社

取締役会 御中

優成監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 加藤 善孝 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 須永 真樹 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 宮崎 哲 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている東日本ハウス株式会社の平成23年11月1日から平成24年10月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成23年11月1日から平成24年1月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成23年11月1日から平成24年1月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、東日本ハウス株式会社及び連結子会社の平成24年1月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	東北財務局長
【提出日】	平成24年3月14日
【会社名】	東日本ハウス株式会社
【英訳名】	HIGASHI NIHON HOUSE CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 成田 和幸
【最高財務責任者の役職氏名】	常務取締役業務統轄本部長 青 莉 雅 肥
【本店の所在の場所】	岩手県盛岡市長田町2番20号 (注)上記は登記上の本店所在地であり、実際の本社業務は 下記の場所で行っております。 東京都千代田区飯田橋四丁目3番8 東日本飯田橋ビル
【縦覧に供する場所】	東日本ハウス株式会社 札幌支店 (北海道札幌市西区二四軒三条四丁目1番8号) 東日本ハウス株式会社 埼玉支店 (埼玉県さいたま市北区土呂町二丁目22番地9) 東日本ハウス株式会社 横浜支店 (神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町三丁目33番地8) 東日本ハウス株式会社 名古屋支店 (愛知県名古屋市中区千代田五丁目11番35号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪府大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長 成田 和幸及び当社最高財務責任者 青苺 雅肥は、当社の第44期第1四半期（自 平成23年11月1日 至 平成24年1月31日）の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。